

高知工業高等専門学校教員人事委員会規則

制 定 平成21年10月15日

一部改正 平成28年4月21日

(趣旨)

第1条 高知工業高等専門学校（以下「本校」という。）に、高知工業高等専門学校内部組織規則第16条の規定に基づき、高知工業高等専門学校教員人事委員会（以下、「人事委員会」という。）の組織及び運営について定めるものとする。

(目的)

第2条 人事委員会は、現在及び将来の定員充足状況を把握し、本校の将来計画を踏まえ教員の人事計画、再配置及び定員の運用調整等を審議し、教員の定員管理の円滑化を図ることを目的とする。

(定義)

第3条 この規則において、「教員」とは、独立行政法人国立高等専門学校機構教職員就業規則第3条第2号に掲げる者をいう。

(審議事項)

第4条 人事委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- 一 教員の定員管理及び再配置に関すること。
- 二 教員の定員の運用調整に関すること。
- 三 教員の採用等（内部昇任を含む。）に関すること。
- 四 教員の人事計画に関すること。
- 五 その他教員の人事に関すること。

(組織)

第5条 人事委員会は、次の各号に掲げる委員で組織する。

- (1) 校長
 - (2) 教務主事
 - (3) 専攻科長
 - (4) ソーシャルデザイン工学科長（以下「学科長」という。）
 - (5) 基礎教育長、副基礎教育長及び各コース長
 - (6) 事務部長
- 2 人事委員会に委員長を置き（以下「人事委員長」という。）、校長をもって充てる。
 - 3 人事委員長は、人事委員会を招集し、その議長となる。
 - 4 人事委員長に事故あるとき、又は欠けたときは、人事委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代行する。

(委員以外の出席)

第6条 人事委員長が必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(採用等)

第7条 教員の採用は、原則として公募により行う。ただし、人事委員会が必要と認めるときは、昇任の方法により本校の教員をもって採用を行うべき職に充てることことができる。

2 前項ただし書の昇任等を行う場合には、学科長は、あらかじめ人事委員長に申し出るものとする。

(選考の申出)

第8条 学科長は、教員の選考の必要が生じたときは、別紙様式により、速やかに人事委員長に申し出るものとする。ただし、定年による退職の場合は、当該退職年度の5月末日までに申し出るものとする。

(教員選考委員会の設置)

第9条 人事委員長は、前条の申出があった場合及び教員を昇任させる場合には、人事委員会の下に教員選考委員会を設置するものとする。

2 教員選考委員会は、人事委員会の付託を受けて、教員の採用及び昇任に係る書類選考その他教員の人事に関し、審査する。

3 教員選考委員会に関し必要な事項は、別に定める。

(学科間定員貸借)

第10条 削除

(選考の基準)

第11条 教員の選考の基準は、高知工業高等専門学校教員選考基準により行うものとする。

(運営会議への報告)

第12条 人事委員会における審議の結果については、速やかに運営会議に報告を行うものとする。

(事務)

第13条 人事委員会の事務は、総務課において処理する。

(雑則)

第14条 この規則に定めるもののほか、人事委員会の運営について必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成21年10月15日から施行する。

附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成28年4月21日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

別紙様式

平成 年 月 日

高知工業高等専門学校
教員人事委員会委員長 殿

(申出者)

ソーシャルデザイン工学科長

氏名 _____ 印

教 員 選 考 申 出 書

高知工業高等専門学校教員人事委員会規則第8条に基づき、下記のとおり申し出ますので、
選考方よろしくお願いします。

記

1. 選考希望の職名
2. 専門分野・担当科目
3. 選考を必要とする理由
4. 発令希望年月日 平成 年 月 日
5. その他